

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
りたるときは、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更
土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良法による換地処分
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇ 公 告 昭和五十一年鳥取県保母試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大柿

地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十一年二月十日現在の地番による。)
大字大柿 字長田河原	大字大柿字長田河原のうち三四八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字大柿字長田山根三八六の一部、三八八の一部、三八九の一部、三九〇の一部、三九一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字大柿 字長田山根	大字大柿字長田山根のうち三八六の一部、三八八の一部、三八九の一部、三九〇の一部、三九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字大柿字長田河原三四八の一と一体をなす国有地の一部
大字大柿 字桜ヶ市	大字大柿字桜ヶ市のうち三一七の一の一部、三一九、三二〇から三二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字大柿字中曾根二二八の五、二二九の五、二二〇の四、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字大柿字表田	大字大柿字表田のうち一八七の一部、一八九、一九〇の一部、二一一の一の一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字大柿字中曾根二二二の一の一部、二四三の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字大柿字宮脇</p>	<p>大字大柿 字東塚通</p>	<p>大字大柿 字西塚通</p>	<p>大字大柿 字中曾根</p>
<p>大字大柿字宮脇のうち七六の一から八八の二まで、九一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字大柿字東塚通のうち九八、九九、一〇〇の一、一〇二の一、一〇三の七及び一〇四の三並びに九八、九九、一〇〇の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇三の七及び一〇四の三と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字大柿字西塚通のうち七三の一及び七四の一並びに七三の一、七三の二及び七四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字大柿字中曾根のうち二二二の一の一部、二二八の五、二二二の五、二二三の四、二二三の一、二四三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大柿字西塚通七三の一及び七四の一並びに七三の一、七三の二及び七四の一と一体をなす国有地の一部、大字大柿字東塚通九八、九九、一〇〇の一、一〇二の一、一〇三の七及び一〇四の三並びに九八、九九、一〇〇の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇三の七及び一〇四の三と一体をなす国有地、大字大柿字宮脇七六の一から八八の二まで、九一の三及びこれらと一体をなす国有地、大字大柿字表田一八七の一部、一八九、一九〇の一部、二二二の一の一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三の一と一体をなす国有地の一部並びに大字大柿字桜ヶ市三一七の一の一部、三一九、三二〇から三二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第四百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、国府土地改良区の定款の変更を昭和五十一年六月十七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る大柿地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十六号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規

定により告示する。

昭和五十一年六月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十一年七月一日 午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室 (県庁本庁舎七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市西三柳六八五番地 谷口マシヨーン一男

山口栄培こと 金 栄 培

公 告

児童福祉法施行令 (昭和23年政令第74号) 第13条第2項の規定により、
昭和51年鳥取県保母試験を次のとおり定施行する。

昭和51年6月22日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験期日

(1) 筆記試験

昭和51年8月1日 (日曜日) 及び8月2日 (日曜日)

(2) 実地試験

昭和51年8月3日 (火曜日)、8月4日 (水曜日) 又は8月5日 (

木曜日) のいずれかの日とし、受験者が受験すべき日は、受験票交付の際指定する。

2 試験の日時割

日 月	試 験 科 目	時 間
8月1日	児童心理学及び精神衛生 児童福祉事業概論 看護学及び実習 保育理論	9時10分から10時40分まで 10時50分から12時20分まで 13時00分から14時30分まで 14時40分から16時10分まで
8月2日	保健衛生学及び生理学 社会福祉事業一般 栄養学及び実習 保育実習 (学科) 保育実習 (作文 絵画製作)	9時10分から10時40分まで 10時50分から12時20分まで 13時00分から14時30分まで 14時40分から15時25分まで 15時30分から16時30分まで
8月3日 8月4日 8月5日	保育実習 (実地)	9時10分から16時00分まで

3 試験場所

(1) 筆記試験

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

(2) 実地試験

倉吉市大平町 鳥取県立保育専門学院

4 受験申請書の提出期間

昭和51年7月5日(月曜日)から昭和51年7月15日(木曜日)まで(郵送の場合は、7月15日までの消印のあるものに限って受け付けることとする。)

5 受験手続

(1) 保母試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア 保母試験受験申請書

イ 住民票の写し

ウ 受験資格を証明する書類

エ 写真(受験申請前6箇月以内に撮影した名刺判正面上半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。)

オ 履歴書

(2) 児童福祉法施行規則(昭和28年厚生省令第11号)第41条の2第1項又は第2項の規定により試験科目の一部について免除を受けようとする者は、(1)に掲げる書類のほか、保母試験受験科目免除願いを提出すること。

なお、他の都道府県で一部科目に合格している場合はその都道府県の合格証明書を、厚生大臣の指定する学校又は施設においてその指定する科目を専修した場合は当該学校又は施設の長の発行した専修証明書を添付すること。

6 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を保母試験受験申請書の所定欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

(3) 既納の手数料は、返還しない。